

# 人生いきいき住宅助成事業

～高齢者や障害者の住宅改造費用の助成～

日常生活を営む上で支障がある高齢者や障害者が、その居住する住宅で安心して自立した生活を送るために、住宅を改造する費用を助成しています。

## 1 対象者

歩行や排泄、入浴などに介助を要する人で、次のいずれかに該当する人

- ① 介護保険制度の要介護認定（要支援1～要介護5）を受けている人
- ② 身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けている人

※6「助成率・助成上限額」の表の下に「対象外」についての記載あり

## 2 助成対象住宅

対象者が居住する住宅（賃貸住宅を含みますが、所有者の承諾が必要です。）  
ただし、次の(1)～(4)すべてに該当する戸建住宅は、助成を受けられません。  
助成を受けるには、耐震診断（簡易耐震診断）の受診が必要になります。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工された住宅
- (2) 次に掲げる工法に該当しない住宅
  - ア 枠組壁工法
  - イ 丸太組工法
  - ウ 建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定に基づく認定工法
- (3) 過去に耐震診断を受けていない住宅
- (4) 延べ面積の半分以上が居住の用に供されている住宅



### 3 助成対象工事

#### ① 工事の内容

現在の状況より対象者の自立を促進し、介護者の負担を軽減することを目的とした工事

#### ② 対象箇所

対象者が居住する住宅の浴室・洗面所、便所、玄関、廊下・階段、居室、台所

### 4 助成金の額

介護保険の住宅改修費、障害者日常生活用具給付又は難病患者等日常生活用具給付を優先します。全体の対象工事に要する費用から、介護保険の住宅改修費等で優先する費用を控除した額に、6のバリアフリー改造の欄の助成率を乗じた額を助成します。（千円未満の端数は切捨て）ただし、対象工事に要する費用であっても、合計助成上限額を超過する場合は、超過分は自己負担となります。

耐震診断を同時実施した場合、耐震診断の欄の助成額と自己負担額を比較して少ない方の額を助成します。ただし、バリアフリーの助成額と合わせて合計助成上限額を超過する場合は、超過分は自己負担となります。



### 5 介護保険の住宅改修費等との関係

①介護保険の住宅改修費等 限度額 20万円	②人生いきいき住宅助成事業 限度額 80万円	③耐震診断
--------------------------	---------------------------	-------

①の給付限度額は20万円です。20万円を超える部分に対して②を利用することができます。

①の対象者が複数いる場合は、人数分の金額を控除した残りの額が②の限度額となります。（例えば、対象者が2人いる場合、40万円を控除した残りの60万円が②の限度額となります。）

なお、②の限度額には③の助成額も含まれます。

## 6 助成率・助成上限額

バリアフリー改造の欄の助成率及び耐震診断の欄の助成額は、対象者の属する世帯の生計中心者（実質的に同一生計を営んでいる世帯のうち、最も所得のある人）の課税状況により決定します。

世帯階層区分		バリアフリー改造	耐震診断	合計助成 上限額
		助成率	助成額 上段：木造 下段：非木造	
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)	3/3	3,090円 6,240円	800,000 円
B	生計中心者が当該年度市民税非課税の世帯	9/10	3,000円 6,000円	720,000 円
C	生計中心者が前年分所得税非課税で当該年度 市民税均等割のみ課税の世帯	9/10	3,000円 6,000円	720,000 円
D	生計中心者が前年分所得税非課税で当該年度 市民税所得割課税の世帯	2/3	2,000円 4,000円	533,000 円
E	生計中心者が前年分所得税課税で所得税額が 7万円以下の世帯	1/2	2,000円 4,000円	400,000 円
F	生計中心者が前年分所得税課税で所得税額が 7万円を超える世帯	1/3	1,000円 2,000円	266,000 円

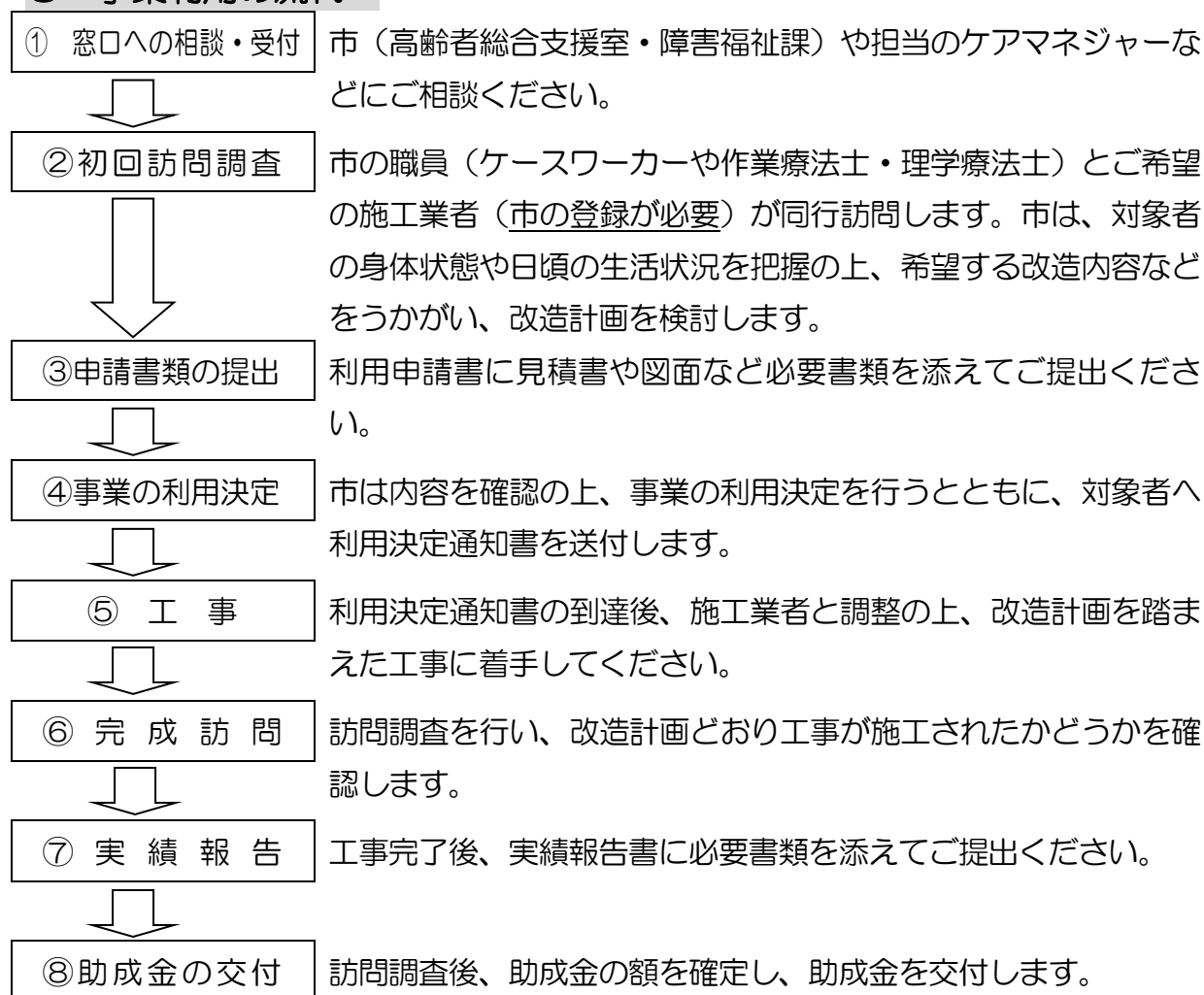
※生計中心者が給与収入のみの人で前年分の給与収入金額が800万円を超える人又は生計中心者が給与収入のみ以外の者で前年分の所得金額が600万円を超える人は対象外となります。



## 7 その他注意事項

- 1戸につき1回までしか対象となりません。
- 住宅には賃貸住宅を含みます。(ただし、所有者の承諾が必要です。)
- 新築、増築(新たに居室を設けるなど)、修繕、トイレの水洗化工事は対象となりません。
- 法令違反等の建築物は、対象となりません。
- 窓口への相談以前に工事に着手・完了している場合は、対象となりません。
- 工事途中に対象者が亡くなるなどの場合は、その時点で完成している部分までを対象とします。

## 8 事業利用の流れ



### <申込み・問い合わせ先>



- ◇ 高齢者総合支援室 TEL 078-918-5288 FAX 078-918-5106
- ◇ 障害福祉課 TEL 078-918-1344 FAX 078-918-5244